

皆さんの給与を民間賃金と比べ、 差額を組合にお伝えください

シリーズ「人勸準拠のココが問題」(3)

11月14日、使用者側は1月からの基本給月額0.3%引き下げと、12月期勤勉手当の0.025ヶ月増等を組合に提案しました。提案の文書は熊大ホームページに掲載され、各職員にも通知されました。しかし、提案の理由は人事院勧告に従うということだけで、熊本大学職員の平均給与、賃金改定によって必要になる経費や余剰になる経費、熊本大学の経営状況など賃金交渉の土台になる資料をまったく示しませんでした。今回の団交は大学の申し入れに基づくものです。組合は現状では具体的な賃金交渉に入ることはできないと判断し、改めて先に述べた資料の提出を求めました。また、基本給引き下げの提案である以上、学長の出席は判例上も当然必要であると主張しました。

団交において組合が問題にしたのは、熊大職員の賃金は社会一般の情勢すなわち民間賃金と比べて高いのか低いのかということです。組合は大幅に低いことは明らかであり、0.3%の基本給切り下げは不当であると主張しています。それに対し使用者側は賃金実態も示さないまま「一概に言えないので人勸に従う」と主張しているのです。

さて、今回のニュースでは、人事院の調査結果に基づいて民間企業における職種別年齢層別の平均給与月額をお知らせします(裏面の表をご覧ください)。この金額と皆さんの毎月もらう給与との差額を組合にお知らせください。なお、金額には時間外手当と通勤手当は含めていません。この比較によって私たちの賃金と社会一般の情勢(民間の平均賃金)との格差が明らかになります。今後の団交の重要な資料にさせていただきますので、組合員・非組合員を問わず多くの方のご協力をお願いします。

アンケートにご協力ください。

締め切り：11月末日

記入後、返信用封筒またはアンケート用紙を三つ折にして学内便にて熊本大学教職員組合あてに送るか支部執行委員にお渡しください。

	熊本大学教職員組合	
	19 2005.11.17	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@mx7.tiki.ne.jp http://ww7.tiki.ne.jp/~ku-kyoso/

アンケート

1. あなたの雇用形態について該当するほうの番号に 印をつけてください。

(1) 職員 (2) 臨時職員

2. あなたの適用されている基本給表について該当するものに 印をつけてください。

(1) 一般職(一) (2) 一般職(二) (3) 医療職(一)
(4) 医療職(二) (5) 教育職(一) (6) その他

3. あなたの年齢に該当するものに 印をつけてください。

(1) 20歳以下 (2) 20~24歳 (3) 24~28歳 (4) 28~32歳 (5) 32~36歳 (6) 36~40歳
(7) 40~44歳 (8) 44~48歳 (9) 48~52歳 (10) 52~56歳 (11) 56歳以上

4. あなたの毎月受け取る給与から時間外手当と通勤手当を除いた金額(給与明細の給与支給総額(26)から通勤手当(25)と超過勤務手当(16)を除く)を、別表の数字(民間の平均給与)と比較した結果をお知らせください。金額はおおよそで結構です。

(1) 3万円以上民間より高い 具体的に 万円
(2) 2万円以上~3万円未満民間より高い
(3) 1万円以上~2万円未満民間より高い
(4) ほぼ同額
(5) 1万円以上~2万円未満民間より少ない
(6) 2万円以上~3万円未満民間より少ない
(7) 3万円以上~4万円未満民間より少ない
(8) 4万円以上~5万円未満民間より少ない
(9) 5万円以上民間より少ない 具体的に 万円

なお、比較対象が不明な場合は組合にご連絡ください。

熊本大学教職員組合未加入者で、組合加入を検討されている方は以下に所属・氏名・連絡先をご記入ください。加入のためのパンフレットをお送りいたします。

所属 氏名 連絡先(内線・メール等)